

○竜崎温泉潮風の湯設置及び管理に関する条例

平成18年 6 月28日

条例第33号

改正 平成24年 1 月16日 条例第 1 号

平成25年12月12日 条例第86号

令和元年 6 月26日 条例第13号

竜崎温泉潮風の湯設置及び管理に関する条例（平成16年周防大島町条例第177号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 温泉資源の有効な利用により、住民に癒しの場と憩いの場を提供し、住民の健康増進と福祉の向上に寄与するとともに、観光及び産業の振興並びに地域の活性化を図るため、竜崎温泉潮風の湯（以下「潮風の湯」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 潮風の湯の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
竜崎温泉潮風の湯	周防大島町大字東安下庄字向佐連685番地 2

（施設）

第 3 条 潮風の湯の施設は、次のとおりとする。

- (1) 浴場施設
- (2) プール施設（トレーニング室を含む。）
- (3) 和室
- (4) カラオケルーム
- (5) 前各号に掲げる施設以外の附帯施設

（事業）

第 4 条 潮風の湯は、次の事業を行うものとする。

- (1) 温浴等を通じた健康増進、福祉の向上に関すること。
- (2) ふるさと産品等の展示販売に関すること。
- (3) 飲食の提供に関すること。

(4) 健康づくり啓発及び普及活動に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的を達成するため、町長が必要と認めること。

(休館日)

第5条 潮風の湯の休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、翌日とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、プール施設（トレーニングルーム含む。）は、12月29日から翌年の1月3日までの間を休館日とする。

(利用時間)

第6条 潮風の湯の利用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 食堂以外の利用時間 午前10時から午後9時まで

(2) 食堂の利用時間 午前10時から午後9時30分まで

(利用の許可)

第7条 潮風の湯を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、潮風の湯を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1) 潮風の湯を利用しようとする者の利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 潮風の湯を利用しようとする者の利用が施設又は附属設備等に損害を与えるおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。

3 町長は、管理運営上必要があると認められるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(許可の取消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用を制限することができる。

- (1) 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が許可された内容と異なる利用をし、又は利用条件を遵守しなかったとき。
- (3) 利用者が偽りの内容により申請を行う等の不正手段で許可を受けたとき。
- (4) 公益上必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、町長が特に必要と認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害があっても町長はその責めを負わない。

（利用料）

第9条 利用者は、別表第1から別表第3に定める利用料をあらかじめ納めなければならない。

2 町長は、公益上、特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

（利用料の不還付）

第10条 既に納入された利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない事由により利用不能となったとき。
- (2) 第8条第4号の規定により利用の許可を取り消したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特別な理由があると認めるとき。

（権利譲渡等の禁止）

第11条 利用者は、その利用に関する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を得た目的以外に利用してはならない。

（損害賠償）

第12条 故意又は過失により、潮風の湯の施設又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失した者は、町長の指示に従いその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額を減額し、又は

これを免除することができる。

(指定管理者の管理)

第13条 潮風の湯の管理は、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年周防大島町条例第20号）の規定に基づき、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 潮風の湯の維持管理に関する業務
- (2) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 潮風の湯の施設及び設備の利用の許可及び許可の取消しに関する業務
- (4) 潮風の湯の施設利用の促進に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、潮風の湯の運営に関する事務のうち、町長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

3 第1項の規定により指定管理者が管理を行う場合において、第5条から第6条中「町長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て」と、第7条から第8条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第2項中「町長」とあるのは「町長及び指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者の利用料金の収入)

第14条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において町長が適当と認めるときは、潮風の湯の利用に係る料金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による利用料金をいう。以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(利用料金の納入等)

第15条 第13条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第1から別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者

があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、町長に申請するものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、潮風の湯において利用者の見やすい場所に提示しなければならない。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、町長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

(利用料金の不還付)

第17条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により潮風の湯を利用することができないときは、利用料金を還付することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、潮風の湯の管理運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の竜崎温泉潮風の湯の設置及び管理条例（平成16年周防大島町条例第177号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年1月16日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月12日条例第86号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日条例第13号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第9条、第15条関係）

竜崎温泉潮風の湯浴場施設入浴利用料（消費税及び地方消費税を含む。）

区分	単位	料金
大人	中学生以上の者	1回につき 730円
	1 町内に住所を有する満65歳以上の者	1回につき 520円
	2 身体障害者手帳の交付を受けている者	
	3 療育手帳の交付を受けている者	
	4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
	回数券10枚券	5,230円
	回数券11枚券（町内65歳以上、身体障害手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）	5,230円
会員券 1年間	52,370円	
会員券 半年間	29,330円	
小人		1回につき 410円
	1 身体障害者手帳の交付を受けている者	1回につき 300円
	2 療育手帳の交付を受けている者	
	3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
	回数券10枚券	3,130円
3歳以下		無料

備考

- 1 バスタオルは、別に貸出料として100円加算する。
- 2 10人以上の団体が利用する場合、利用料を1回につき大人1人520円、小人1人300円とする。
- 3 会員券は、登録した個人のみ利用できる。ただし、定休日及び臨時休業時には利用できない。

別表第2（第9条、第15条関係）

竜崎温泉潮風の湯部屋貸切り利用料及び予約料（消費税及び地方消費税を含む。）

区分	単位	利用料	超過利用料金
6 畳間	2 時間当たり	2,080円	30分ごと 520円
8 畳間	2 時間当たり	2,610円	30分ごと 620円
24畳間	2 時間当たり	5,230円	30分ごと 1,250円
48畳間	2 時間当たり	10,470円	30分ごと 2,610円

備考

- 1 24畳間の利用人数は、20人以上を原則とする。
- 2 48畳間の利用人数は、30人以上を原則とする。
- 3 カラオケルームを予約する場合は、1人100円とする。

別表第3（第9条、第15条関係）

竜崎温泉潮風の湯プール施設利用料（消費税及び地方消費税を含む。）

区分	料金
大人（中学生以上の者）	1回につき 100円
小人（小学生）	

備考

- 1 乳幼児（生後0日から小学校就学までの子供）は、竜崎温泉潮風の湯プールを利用できない。
- 2 小人の使用は、保護者同伴の場合のみ竜崎温泉潮風の湯プールを利用できる。